

政令第 号

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十三号）附則第一条（第一号及び第三号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は平成十三年十二月十五日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成十三年十二月二十日とする。

理由

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。